

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 補足-028-10-58-1 改0
提出年月日	2020年7月30日

## ダイヤフラムフロアの告示第452号及びCCV規格適用性について

### 1. 概要

ダイヤフラムフロアは告示第452号及びコンクリート製原子炉格納容器規格(以下「CCV規格」という。)を準用して評価を実施している。しかしながら、ダイヤフラムフロアは告示第452号及びCCV規格の適用範囲には含まれない(例えば、CCV規格の解説図CVE-1220-2 鉄筋コンクリート製原子炉格納容器にはダイヤフラムフロアはCCV規格の適用範囲として示されていない)。そのため、本申請においてダイヤフラムフロアの評価に告示第452号及びCCV規格を準用する経緯及び適用性について示す。

### 2. 建設工認時の経緯

建設工認時、当初はダイヤフラムフロアを一般建築構造物として扱い、RC規準を適用する予定であった。しかし、ダイヤフラムフロアが原子力特有の重要構造物であることに鑑み、鉄筋コンクリートスラブの評価に、告示第452号を準用することとし、この評価に基づき工事計画の認可を受けた。

### 3. 告示第452号及びCCV規格の適用性

ダイヤフラムフロアは告示第452号及びCCV規格が対象としている格納容器バウンダリを形成する部位ではないが、ドライウェルとサプレッションチェンバのバウンダリを形成している。耐圧及び漏えい防止の機能を有する点で、告示第452号及びCCV規格の適用範囲であるトップスラブ部等と同じである。また、ダイヤフラムフロアは、トップスラブ部と形状、構造が類似している。そのため、ダイヤフラムフロアに対して、告示第452号及びCCV規格は準用可能と考えられる。

### 4. 適用実績

柏崎刈羽原子力発電所7号機以降の後続ABWRプラントにおいてもダイヤフラムフロアの適用規格は告示第452号またはCCV規格を採用している。

### 5. まとめ

以上より、ダイヤフラムフロアに告示第452号及びCCV規格を準用して評価を行うことは妥当と考える。